

特定商取引に関する法律に係る検討に応じた事項について（論点メモ）

1. 平成20年改正を受けた現行の規定

1. 1. 現行規定について

(1) 割賦販売法及び特定商取引に関する法律（以下「特商法」という）の適用対象について

○ 割賦販売法

	対象商品	対象権利	対象役務
割賦販売	指定商品	指定権利	指定役務
ローン提携販売	指定商品	指定権利	指定役務
包括信用購入あつせん	商品	権利(※)	役務
個別信用購入あつせん	商品	指定権利	役務

※以下の規定については指定権利を対象としている。

- ・包括支払可能見込額の調査（30条の2）
- ・包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止（30条の2の2）
- ・書面の交付（30条の2の3）
- ・契約の解除等の制限（30条の2の4）
- ・契約の解除等に伴う損が賠償等の額の制限（30条の3）
- ・包括信用購入あつせん業者に対する抗弁（30条の4）

○ 特定商取引に関する法律

	対象商品	対象権利	対象役務
訪問販売	商品	指定権利	役務
通信販売	商品	指定権利	役務
電話勧誘販売	商品	指定権利	役務
連鎖販売取引	物品＝商品		同種役務
特定継続的役務提供		特定権利販売契約	特定継続的役務
業務提供誘引販売取引	物品＝商品		役務

(2) 個別信用購入あつせんにおける、特商法と連動した規定について

事項	条文番号
・勧誘に係る調査等	35条の3の5～7
・書面交付（申込み受領時）	35条の3の9
・クーリングオフ	35条の3の10・11
・過量販売に係る申込みの撤回等	35条の3の12
・不実告知等による意思表示の取消し	35条の3の13～16

1. 2. 平成20年改正における検討経緯¹

- (1) 割賦販売法が適用対象とする取引の対象について見直しが行われた平成20年改正においては、割賦購入あつせん（現行の包括信用購入あつせん及び個別信用購入あつせん）のうち、商品・役務を対象とするものについて原則適用とする一方、権利については指定制を維持した。

また、割賦販売及びローン提携販売（以下、「割賦販売等」という）について、商品、権利及び役務のいずれについても従前の指定制を維持した。

この背景は概ね以下のような事情による。

- (2) 割賦販売等については、①2者間又は実質的に2者間の取引であること、②市場規模が極めて小さいこと、③特に割賦販売については事業者の資金調達力及び与信能力の限界等から、消費者に対し多額の与信は困難であり、被害額も限定的になり、消費者トラブルは極めて限定的であると考えられること、④商品等を分割払いで受領する取引は普遍的に行われており、特段のトラブルが生じていない分野にまで規制を及ぼすことは事業者の負担が大きく、また、ネガティブリスト化も困難であること等を背景として指定制の見直しは行わなかった。

- (3) 割賦購入あつせんにおいては、商品について、概ね原則適用制とする方向で検討が進められた。

役務・権利について外延の不明確さから指定制を撤廃することに慎重な意見があったところ、役務については、当時並行して検討が進められていた特商法において、原則適用制とする方向であったこと、特定商取引に係るクレジット取引がクレジット取引に関する相談の大半を占めていたこと等を踏まえ原則適用制とする方向性が示された。一方、権利については、特商法においても見直しを行わない方向性であったこと等を踏まえ、見直しは行わないこととされた。

2. 割賦販売法に係る検討事項について

- (1) 1. 2. の検討経緯を踏まえると、割賦販売等については、(2) ①～④の取引実態に変化が生じたとは考えにくいいため、見直しの対象とする必要はないのではないかと考えられる。

- (2) 他方、割賦購入あつせんを前身とする包括信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんについては、特商法が適用対象とする取引に係る取引を適用対象とすることについて検討を行う必要があるのではないかと考えられる。

¹ 産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会（平成19年）下掲資料参照
・第5回資料2、中間整理、第9回資料3、各回の議事録、報告書

- (3) このうち、個別信用購入あつせんについては、現在問題化している権利の販売において、広く利用されているとはいえない反面、いわゆる特商5類型の取引に係る取引について、特商法と連動した民事効を規定しており、権利の販売についてのみ両法で適用対象が異ならせる理由に乏しいのではないか。
- (4) また、包括信用購入あつせんについては、クーポン購入サイト等でクレジットカードが利用されてはいるが、クレジットカードがトラブルを生じさせているわけではなく、トラブルを生じさせているサイト等でクレジットカードを利用できるに過ぎないといえるのではないか。他方、指定権利制を維持する積極的な理由も乏しいのではないか。
- (5) いずれにしても、特商法の見直しに係る検討が継続中であり、現時点で、割賦販売法における権利の取扱いについて最終的な結論を得ることは難しい。このため、本論点については、特商法における検討の進展を注視しつつ、特商法との整合性及び過剰な規制とならないことの両面に配慮し、政府において検討を継続することとしてはどうか。

以上